



西臼杵広域行政事務組合告示第 32 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を同法 20 条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

なお、高千穂町の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに当組合に意見書を提出することができる。

令和 7 年 12 月 8 日

西臼杵広域行政事務組合

管理者 甲 斐 宗



1 都市計画の種類

高千穂都市計画 汚物処理場の決定 (案)

2 都市計画を追加する土地の区域

高千穂都市計画汚物処理場 汚泥再生処理センター

追加する区域・・・宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

西臼杵衛生センター (事務所 2 階)

衛生センターのウェブサイト (<http://nishiusuki-eisei.jp>)

4 縦覧期間

令和 7 年 12 月 9 日(火曜日)から令和 7 年 12 月 22 日(月曜日)

午前 9 時から午後 5 時まで(土・日曜日、祝日は除く。)

5 意見書提出期間

令和 7 年 12 月 9 日(火曜日)から令和 7 年 12 月 22 日(月曜日)

午前 9 時から午後 5 時まで(土・日曜日、祝日は除く。)